



本資料には保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。
ご不明点については保険取次店またはJIOまでお問合せください。



瑕疵担保責任保険の内容について (新築住宅用)

JIO わが家の保険

1. 商品名称	2
2. 保険契約者・被保険者	2
3. 保険対象住宅	2
4. 保険期間	2
(1) 戸建住宅および賃貸共同住宅	2
(2) 分譲共同住宅	2
(3) 保険期間のイメージ	2
5. 保険金のお支払い	3
(1) 保険金をお支払いする場合	3
(2) お支払いする保険金の内容	3
(3) 保険金をお支払いできない主な場合	3
6. 保険金のお支払い条件等	3
(1) 対象住宅ごとの支払い限度額	3
(2) 引受保険契約全体に対する限度額	4
(3) 免責金額、縮小てん補割合	4
(4) 特約条項	5
(5) 特例検査による保険引受け	5
7. 保険料等	6
(1) 保険料等の計算方法	6
(2) 「保険料」、「検査料」について	6
(3) 保険料等の算出例	9
(4) その他の割引	10
8. その他	10
(1) 設計施工基準	10
(2) 紛争処理	10

1. 商品名称（愛称：JIO わが家の保険）

- ①住宅瑕疵担保責任保険（住宅瑕疵担保履行法 19条1号に規定される保険で通称「1号保険」）
- ②一般瑕疵担保責任保険（住宅瑕疵担保履行法 19条2号に規定される保険で通称「2号保険」）

住宅瑕疵担保履行法：特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

2. 保険契約者・被保険者

■新築住宅を供給する建設業者および宅地建物取引業者（以下、「事業者」といいます。）を対象としますが、「一般瑕疵担保責任保険」は住宅瑕疵担保履行法上の資力確保義務がない以下の方々もご利用頂けます。

- 建設業の許可のない事業者
- 宅地建物取引業者の発注に基づき建設する建設業者

3. 保険対象住宅

■地域、規模、工法を問わず全国の新築住宅[※]を対象とします。

※「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第2条第2項に定義される新築住宅。
但し、2号保険は工事完了後、2年以内に引き渡す住宅も対象とします。

4. 保険期間

(1) 戸建住宅および賃貸共同住宅

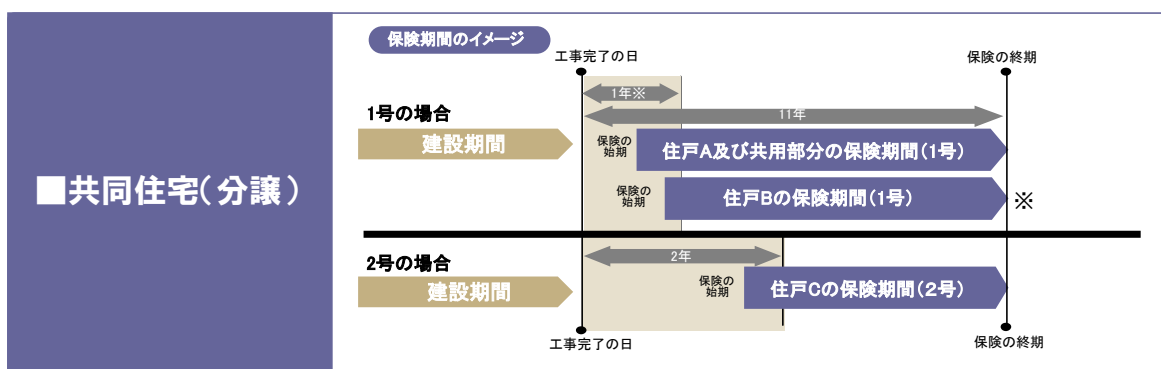
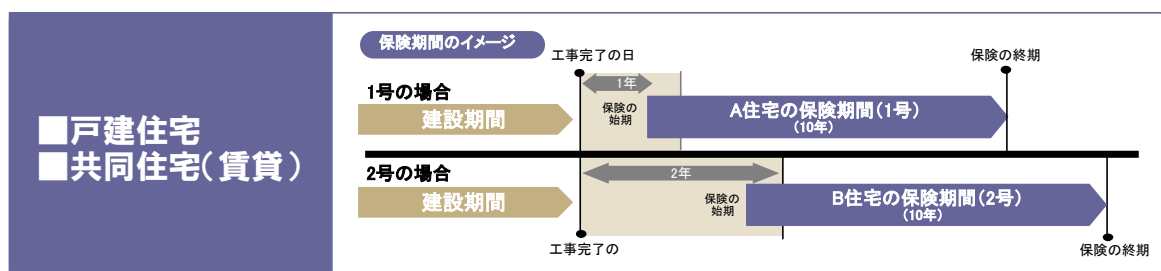
保険申込住宅が引き渡された日を始期として10年間とします。

(2) 分譲共同住宅

工事完了後1年以内で最初の住宅が引き渡された日を始期とし、建設工事の完了の日から11年を経過した日を終期とする期間とします。（但し、契約日が工事完了日から1年以内で引渡し日が工事完了日から1年をまたいだ場合は、その住戸の終期のみ引渡し日から10年後とします。）

(3) 保険期間のイメージ

- 2号保険は、引渡し後工事完了から2年以内になります。
- 1号保険でお申込みの場合でも工事完了の日から2年以内の物件は一般瑕疵担保責任保険(2号)に変更できる場合があります。



※契約が工事完了の日から1年以内で、引渡し日が工事完了の日から1年を経過していた場合は、その住戸の保険期間の終期は引渡しの日から10年を経過した日となります。

5. 保険金のお支払い

(1) 保険金をお支払いする場合

- 保険金の支払い対象となるのは住宅品質確保法に定められた、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に対する瑕疵担保責任を履行することによって被る損害（住宅の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たす場合を除きます。）です。
- 事業者は新築住宅ごとにJIOと保険契約を締結し、対象住宅に瑕疵が発生または発見された場合、JIOはその修補等にかかる費用の一定割合を保険金として事業者にお支払いします。事業者の倒産等により、相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任が履行できない場合は、JIOから直接住宅取得者に修補費用等をお支払いします。

(2) お支払いする保険金の内容

- お支払いする主な保険金は次のとおりです。それぞれ事前にJIOの承認が必要です。

① 修補費用	事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他の直接費用
② 仮住まい費用・転居費用	対象住宅の居住者が瑕疵の修補のために住宅の一時的な移転を余儀なくされたことによって生じる仮住居費用および転居費用
③ 事故調査費用	対象住宅の事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法や金額を確定するための調査に要する費用
④ 求償権保全費用	事業者が求償権を保全するために必要な費用

(3) 保険金をお支払いできない主な場合（詳細は保険取次店またはJIOまでご確認ください。）

- 次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。
 - 対象住宅の著しい不適正使用（住宅設計・施工基準を上回る負荷により生じた損害または用途変更を含みます。）または著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる修繕を怠った場合を含みます。）
 - 洪水、台風、暴風、暴風雨、竜巻、豪雨等の自然現象または火災、落雷、爆発、暴動等の偶然または外来の事由または重量車両、鉄道等の通行による振動等
 - 土地の沈下・隆起・移動・軟弱化・土砂崩れ、土地造成工事の瑕疵
 - 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然劣化
 - 瑕疵に起因して生じた傷害、疾病、死亡、後遺障害や対象住宅以外の財物の滅失、毀損等
 - JIOまたは事業者が不適当であることを指摘したにもかかわらず、住宅取得者等が採用させた設計・施工方法
 - 対象住宅引渡し後の増築・改築・修補の工事、またはそれらの工事部分の瑕疵
 - 対象住宅に採用された工法に伴い、通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等の事象
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

なお、免責事由は上記以外にもございます。詳細はJIOまたは保険取次店までご確認ください。

6. 保険金のお支払い条件等

(1) 対象住宅ごとの支払い限度額

項目	限度額
「1住宅」または「1住戸」あたりの限度額（保険期間を通算して）	2,000万円（戸建て住宅はオプションで3,000万円、4,000万円、5,000万円のコースもあります。）

※2号保険の共同住宅は、1住棟が150戸を超える場合でも1住棟の支払い限度額は30億円です。

■ 故意・重過失における取扱い

住宅取得者が宅建業者である場合を除いて「故意・重過失特約条項」を付帯します。

- ・事業者の故意または重過失により生じた損害の場合は、事業者の倒産等の場合に限り保険金支払いの対象となり、その限度額は保険期間を通じ、故意・重過失損害以外の損害に対して支払う保険金と通算して2,000万円を限度とします。（故意・重過失にかかる損害の保険金は、「住宅購入者等救済基金」からのお支払いとなります。）
- ただし、故意・重過失損害に対してJIOが支払いを受ける再保険金額が制限される場合は、JIOが支払うべき保険金額について、その再保険金額を限度とします。

仮住居費・転居費用限度額 （1回の事故につき）	50万円	
損害調査費用 限度額 （1回の事故につき）	戸建住宅 （1住宅あたり）	50万円または修補金額の10%のいずれか小さい額 ただし、修補金額が100万円未満で調査費用が10万円以上の場合は10万円
	共同住宅 （1住棟あたり）	200万円または修補金額の10%のいずれか小さい額 ただし、修補金額が100万円未満で調査費用が10万円以上の場合は10万円

(2)引受保険契約全体に対する限度額

その他の支払い限度額については保険商品により内容が異なります。該当する項目をご覧ください。

■住宅瑕疵担保責任保険(1号)に適用

項目	限度額
1事業年度あたりの支払い限度額	同一事業年度のすべての事故に支払われる保険金を通算して、125億円を限度とします。ただし、一連の事故 ^(※) により支払われる保険金の額が4億円を超える部分については、保険法人共有限度額を限度とします。
保険期間を通じての支払い限度額	同一事業年度に締結した保険の保険期間を通じて支払われる保険金を通算して125億円を限度とします。ただし、一連の事故 ^(※) により支払われる保険金の額が4億円を超える部分については、保険法人共有限度額を限度とします。

※ 同一の原因により生じた一連の瑕疵(瑕疵の発生の時もしくは形態、瑕疵が発生した住宅の数もしくは場所または修補請求の数等を問いません。)による事故をいいます。

■一般瑕疵担保責任保険(2号)に適用

項目	対象区分	限度額
1事業者に対する1事業年度あたりの支払い限度額	戸建住宅	事業者がJIOと保険契約を締結した当該保険契約金額の10%または1億円のいずれか大きい額
	共同住宅	事業者がJIOと保険契約を締結した当該保険契約金額の10%または30億円のいずれか大きい額
1事業年度あたりのJIOの総支払い限度額	全ての住宅	50億円

(3)免責金額、縮小てん補割合

■この保険契約では、免責金額(事業者負担額)や縮小てん補割合が次のとおり設定されています。

免責金額(1回の事故につき)	10万円(戸建住宅は1住宅あたり。共同住宅は1住棟あたり。)
縮小てん補割合	80%(被保険者が倒産等の場合 100%)

■支払い保険金額計算式

事業者(被保険者)への支払額	[保険の対象となる損害の額－免責金額]×縮小てん補割合 80%
事業者(被保険者)の倒産等により直接対象住宅の取得者へ支払う場合	[保険の対象となる損害の額－免責金額]×縮小てん補割合 100%

(4)特約条項

■特約条項が付帯された場合は、特約条項が普通保険約款に優先します。

故意・重過失特約条項	この特約条項は住宅取得者が宅建業者である場合を除いて付帯します。住宅事業者の故意または重大な過失により損害が生じた場合は、住宅事業者の倒産等の場合に限り保険金支払いの対象となります。保険金支払い限度額は保険期間を通じ、故意・重過失以外の損害に対して支払う保険金と通算して2,000万円を限度とします。(故意・重過失にかかる損害の保険金は、「住宅購入者等救済基金」からのお支払いとなります。)ただし、故意・重過失損害に対してJIOが支払いを受ける再保険金額が制限される場合は、JIOが支払うべき保険金額について、その再保険金額を限度とします。
共同企業体による住宅の供給に関する特約条項	共同企業体(JV)により供給される住宅に付帯します。JVの中から幹事会社を選定し、幹事会社が保険の手続きを行います。幹事会社が倒産等の場合は幹事会社が交代します。住宅取得者による直接請求は「JV全参加事業者」が倒産等の場合となります。
分離発注による住宅の供給に関する特約条項	分離発注により供給される住宅に付帯します。保険の手続き以外、住宅事業者は単独別個に住宅取得者に対して瑕疵担保責任を負うため、住宅取得者は事故の発見をした時には該当工事の住宅事業者へ連絡を行い、その住宅事業者が倒産等の場合、直接請求となります。
組合施行による市街地再開発事業およびマンション建替事業特約条項	市街地再開発事業およびマンション建替え事業に付帯します。組合が解散した日以後は、保険付保証明書に記載されている「取得者」を権利床取得者に名義変更することができます。
共同企業体を含む分離発注による住宅の供給に関する特約条項	分離発注により供給される住宅で請け負う住宅事業者の一部が共同企業体(JV)である場合に付帯します。分離発注のうちJVで請負った部分の瑕疵についてはJV参加事業者が連帯して瑕疵担保責任を負うため、直接請求は「JV全参加事業者」が倒産等の場合となります。
転売特約条項	保険対象住宅を転売などにより譲渡した場合でも、必要な手続きをとることで、転得者 ^{※1} もJIOへ直接保険金を請求することが可能となります。保険金の支払限度額は、被保険者、第一取得者 ^{※2} および転得者に支払った金額を通算して保険証券記載の保険金額を限度とします。

※1 転得者:転売などにより保険対象住宅を譲渡され、その住宅を所有している人

※2 第一取得者:保険証券に記載された住宅取得者

(5)特例検査による保険引受け

■保険契約は着工前に申込むことが必要ですが、住宅取得者の保護を目的として、着工済もしくは引渡し済の住宅でも特例検査を実施することにより保険の引受けが可能です。

※この場合、保険料・検査料の合計は着工前に申込む保険契約に比べておよそ2～3倍となります。

物件毎に見積りますので、JIO支店または保険取次店にお問合せください。

●事後の検査による保険(着工～引渡し前)

・対象住宅:住宅瑕疵担保責任保険(1号)の対象となる住宅

・申込期間:平成23年3月31日まで

●引渡し後特約(引渡し済)

・対象住宅:住宅瑕疵担保責任保険(1号)の対象となる住宅

・申込期間:平成23年3月31日まで

※特約での対応となります。

7. 保険料等

(1) 保険料等の計算方法

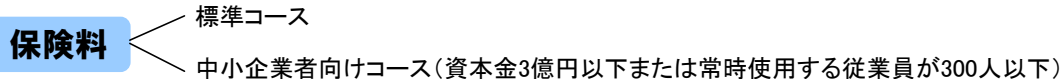
保険料等とは、「保険料」と「検査料」を加算した額となります。

$$\text{保険料等} = \text{保険料}^{\ast 1} + \text{検査料}^{\ast 2}$$

(※1) 保険料(非課税)には、紛争処理負担金および故意重過失基金拠出金を含みます。

(※2) 検査料には消費税を含めて表示します。

「保険料」には、「標準コース」と、中小企業基本法に定められた中小企業者である事業者を対象とした「中小企業者向けコース」があります。



※ それぞれ下記の区分に応じた料金となります。

申込み区分

住宅の区分	適用条件
一般住宅	JIOに保険を申込み住宅
追加外装下地検査実施住宅	JIOに追加外装下地検査と住宅瑕疵担保責任保険を同時に申込み住宅
建設住宅性能評価同時申込住宅	JIOに建設住宅性能評価と住宅瑕疵担保責任保険を同時に申込み住宅
建設住宅性能評価付住宅	建設住宅性能評価を実施している住宅でJIOに住宅瑕疵担保責任保険を申込み住宅

【戸建住宅の算定方法】

建築確認申請書に記載された1住宅(共用部分および店舗・事務所等の専有部分を含む)の延床面積に応じて、「保険料」と「検査料」を加算します。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 保険契約の保険料等} \\ & = 1 \text{ 住宅の延床面積に応じた「保険料」} + 1 \text{ 住宅の延床面積に応じた「検査料」} \end{aligned}$$

【共同住宅の算定方法】

共同住宅の保険料は、「保険申込住棟における平均専有面積帯別の保険料に、保険申込住棟の住戸数を乗じた」金額(1住棟分の保険料)に検査料を加えます。

$$\begin{aligned} & \text{保険料等} \\ & = \text{平均専有面積帯別の保険料} \times \text{保険申込住棟の住戸数} + 1 \text{ 住棟の延べ床面積に応じた「検査料」} \end{aligned}$$

- ・専有面積は区分所有法に相当する床面積とし、壁芯により算出します。
- ・共用部分(バルコニー、共用廊下、共用階段、管理事務室、エントランス等)は含みません。
- ・平均専有面積は、住棟内の全ての住宅の専有面積を合計し、住棟内全ての住戸数で除した面積をいいます。

(2) 「保険料」、「検査料」について

■ 中小企業者向け保険料の補助

中小企業事業者が申し込む瑕疵担保責任保険に対して、平成22年3月31日まで1戸あたり5,000円が補助されておりましたが、平成22年4月1日以降の申込みに対して1戸あたり2,000円/1戸が補助されます。実施期間は平成22年4月1日～平成22年9月30日までです。

【戸建住宅】

■「保険料」と「検査料」について

戸建住宅における各コースの「保険料」、「検査料」は、1住宅の延床面積に応じた金額となります。「保険料」は、支払限度額が2,000万円の基本のプラン以外に3,000万、4,000万、5,000万のプランが選択できます。

1. 一般住宅

(単位:円)

事業者区分	1住宅の延床面積	①保険料(非課税)※1				②検査料 (税込) ※2	①+② 基本プラン の場合
		基本プラン	オプション				
		2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円		
中小企業者 向けコース ※	100㎡未満	38,000	45,400	50,300	55,200	25,200	63,200
	100㎡以上125㎡未満	44,600	53,500	59,400	65,300	26,700	71,300
	125㎡以上150㎡未満	55,800	67,500	75,200	83,000	29,400	85,200
	150㎡以上180㎡未満	68,700	83,500	93,400	103,200	32,900	101,600
	180㎡以上	90,000	109,700	122,800	136,000	36,400	126,400
標準コース	100㎡未満	41,500	50,700	56,800	63,000	25,200	66,700
	100㎡以上125㎡未満	48,300	59,400	66,800	74,200	26,700	75,000
	125㎡以上150㎡未満	60,500	75,000	84,700	94,400	29,400	89,900
	150㎡以上180㎡未満	74,500	93,000	105,400	117,700	32,900	107,400
	180㎡以上	96,900	121,800	138,400	155,100	36,400	133,300

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 2号保険の保険料は上記の金額から更に7,170円を差し引きます。

※2: 「検査料」は現場検査2回分の金額です。階数4以上の住宅では、この他に防水検査料が加わります。(下表)

各料金表に共通の料金

※階数3以下は防水検査はありません。

(単位:円)

事業者区分	1住宅の 延床面積	検査料(税込)		
		基礎配筋検査	躯体検査	防水検査
標準コース 中小企業者向けコース 共通	100㎡未満	11,200	14,000	11,200
	100㎡以上125㎡未満	12,000	14,700	12,000
	125㎡以上150㎡未満	13,300	16,100	13,300
	150㎡以上180㎡未満	14,800	18,100	14,800
	180㎡以上	16,500	19,900	16,500

(再検査が必要となった場合は同額となります。)

2. 追加外装下地検査実施住宅

(単位:円)

事業者区分	1住宅の延床面積	①保険料(非課税)※1				②検査料 (税込) ※2	①+② 基本プラン の場合
		基本プラン	オプション				
		2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円		
中小企業者 向けコース ※	100㎡未満	35,500	42,200	46,600	51,000	36,400	71,900
	100㎡以上125㎡未満	41,600	49,600	55,000	60,300	38,700	80,300
	125㎡以上150㎡未満	51,900	62,400	69,400	76,400	42,700	94,600
	150㎡以上180㎡未満	63,700	77,100	86,000	94,900	47,700	111,400
	180㎡以上	83,400	101,200	113,000	124,800	52,900	136,300
標準コース	100㎡未満	38,400	46,700	52,200	57,700	36,400	74,800
	100㎡以上125㎡未満	44,600	54,600	61,200	67,900	38,700	83,300
	125㎡以上150㎡未満	55,700	68,700	77,500	86,200	42,700	98,400
	150㎡以上180㎡未満	68,400	85,000	96,100	107,200	47,700	116,100
	180㎡以上	88,600	111,000	126,000	140,900	52,900	141,500

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 2号保険の保険料は上記の金額から更に7,170円を差し引きます。

※2: 階数3以下の住宅に、通常の2回検査に加えて雨仕舞の検査を任意で追加できます。検査は合計3回です。

3. 建設住宅性能評価同時申込住宅※1

(単位:円)

事業者区分	1住宅の延床面積	①保険料(非課税)※2			
		基本プラン	オプション		
		2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
中小企業者 向けコース ※	100㎡未満	34,500	41,200	45,600	50,000
	100㎡以上125㎡未満	40,600	48,600	54,000	59,300
	125㎡以上150㎡未満	50,900	61,400	68,400	75,400
	150㎡以上180㎡未満	62,700	76,100	85,000	93,900
	180㎡以上	82,400	100,200	112,000	123,800
標準コース	100㎡未満	37,400	45,700	51,200	56,700
	100㎡以上125㎡未満	43,600	53,600	60,200	66,900
	125㎡以上150㎡未満	54,700	67,700	76,500	85,200
	150㎡以上180㎡未満	67,400	84,000	95,100	106,200
	180㎡以上	87,600	110,000	125,000	139,900

「建設住宅性能評価付住宅」
の保険料はお問合せください。

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 性能評価にかかる費用は上記料金に含まれておりませんので、別途費用が必要となります。

階数4以上の場合、追加検査料が発生します。【各料金表に共通の料金】防水検査項目を参照ください。

※2: 2号保険の保険料は上記の金額から更に6,170円を差し引きます。

【共同住宅】

■1棟あたりの料金は戸数分の「保険料」と住棟の「検査料」の合計した金額になります。

料金 = **戸あたり保険料 × 申込戸数** + **1住棟の検査料**

- 保険料: 住棟内の平均専有面積別の保険料に保険を申込み住戸数を乗じた金額となります。
平均専有面積は、壁芯によります。
- 検査料: 共同住宅における各コースの「検査料」は、1住棟の延床面積に応じた金額となります。
検査料は基礎配筋検査、躯体検査および防水検査の1回あたりの金額です。
- 保険金: 修補費用等の支払限度額は、1住戸あたり2,000万円となります。
(2号保険で150戸を越える場合は1住棟あたり30億円を限度とします。)

1. 一般住宅 ※1

保険料(住戸あたり) (単位:円)

事業者区分	平均専有面積	保険料※1 (非課税)
中小企業者 向けコース	40㎡未満	20,300
	40㎡以上55㎡未満	26,200
	55㎡以上70㎡未満	30,900
	70㎡以上85㎡未満	35,000
	85㎡以上130㎡未満	40,800
	130㎡以上	59,700
標準コース	40㎡未満	24,500
	40㎡以上55㎡未満	30,700
	55㎡以上70㎡未満	36,200
	70㎡以上85㎡未満	41,100
	85㎡以上130㎡未満	48,200
	130㎡以上	72,000

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 躯体検査は最下階から数えて2階目の躯体検査の完了時のほかに、10・17・24階と7階毎に検査が必要です。階数4以上の場合は防水検査が必要です。

※2: 2号保険の保険料は上記の金額から更に8,170円を差し引きます。

2. 追加外装下地検査実施住宅 ※1

保険料(住戸あたり) (単位:円)

事業者区分	平均専有面積	保険料※2 (非課税)
中小企業者 向けコース	40㎡未満	19,100
	40㎡以上55㎡未満	24,500
	55㎡以上70㎡未満	28,800
	70㎡以上85㎡未満	32,500
	85㎡以上130㎡未満	37,800
	130㎡以上	54,800
標準コース	40㎡未満	23,000
	40㎡以上55㎡未満	28,700
	55㎡以上70㎡未満	33,600
	70㎡以上85㎡未満	38,000
	85㎡以上130㎡未満	44,400
	130㎡以上	65,800

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 階数3以下の住宅に、通常の2回検査に加えて雨仕舞の検査を任意で追加できます。検査は合計3回です。

※2: 2号保険の保険料は上記の金額から更に8,170円を差し引きます。

3. 建設住宅性能評価同時申込住宅 ※1

保険料(住戸あたり) (単位:円)

事業者区分	平均専有面積	保険料※2 (非課税)
中小企業者 向けコース	40㎡未満	18,100
	40㎡以上55㎡未満	23,500
	55㎡以上70㎡未満	27,800
	70㎡以上85㎡未満	31,500
	85㎡以上130㎡未満	36,800
	130㎡以上	53,800
標準コース	40㎡未満	22,000
	40㎡以上55㎡未満	27,700
	55㎡以上70㎡未満	32,600
	70㎡以上85㎡未満	37,000
	85㎡以上130㎡未満	43,400
	130㎡以上	64,800

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 基礎配筋検査、躯体検査は建設住宅性能評価にて代替します。階数4以上の場合は防水検査が必要です。

※2: 2号保険の保険料は上記の金額から更に7,170円を差し引きます。

4. 建設住宅性能評価付住宅 ※1

保険料(住戸あたり) (単位:円)

事業者区分	平均専有面積	保険料※3 (非課税)
中小企業者 向けコース	40㎡未満	18,700
	40㎡以上55㎡未満	24,400
	55㎡以上70㎡未満	28,900
	70㎡以上85㎡未満	32,800
	85㎡以上130㎡未満	38,300
	130㎡以上	56,200
標準コース	40㎡未満	22,700
	40㎡以上55㎡未満	28,700
	55㎡以上70㎡未満	33,900
	70㎡以上85㎡未満	38,600
	85㎡以上130㎡未満	45,300
	130㎡以上	67,900

※: 中小企業者向けコースの保険料は、2,000円/1戸の補助を差し引いた金額を表示しています。

※1: 基礎配筋検査、躯体検査は建設住宅性能評価にて代替します。検査料はかかりませんが、保険料のほかに下表の事務手数料がかかります。

※2: 2号保険の保険料は上記の金額から更に7,170円を差し引きます。

検査料(住棟あたり) (単位:円、税込)

1住棟の延床面積	検査料(1回あたり)
200㎡未満	18,200
200㎡以上500㎡未満	23,500
500㎡以上2,000㎡未満	33,500
2,000㎡以上5,000㎡未満	46,000
5,000㎡以上	74,000

※必要回数分をかけて保険料に加算して下さい。

3.建設住宅性能評価同時申込住宅は1回分(防水検査)のみ加算となります。

事務手数料(住棟あたり) (単位:円、税込)

1住棟の延床面積	事務手数料
200㎡未満	17,400
200㎡以上500㎡未満	21,500
500㎡以上2,000㎡未満	31,300
2,000㎡以上5,000㎡未満	38,300
5,000㎡以上	45,200

※4.建設住宅性能評価付住宅に適用します。

(3) 保険料等の算出例 (中小企業者向けコースの場合)

※保険料は、中小企業者向けコースの料金で算出し、補助金(2,000円/戸)を差し引いた金額で算出しています。

① 戸建住宅

条件：木造2階建て、延床面積120㎡の場合

「保険料」: 一般住宅、中小企業者向けコース、延床面積区分 100㎡以上～125㎡未満			} 保険料等 71,300円 (1住宅)
支払限度額2,000万円のプラン	⇒ 44,600円※		
「検査料」: 延床面積区分 100㎡以上～125㎡未満、現場検査2回	⇒ 26,700円		

② 戸建住宅・追加外装下地検査実施住宅

条件：木造2階建て、延床面積98㎡、追加外装下地検査実施住宅の場合

「保険料」: 追加外装下地検査実施住宅、中小企業者向けコース、延床面積区分 100㎡未満			} 保険料等 71,900円 (1住宅)
支払限度額2,000万円のプラン	⇒ 35,500円※		
「検査料」: 延床面積区分 100㎡未満、現場検査3回	⇒ 36,400円		

③ 共同住宅

条件：木造2階建て、延床面積330㎡、住戸数6戸(平均専有面積45㎡)の場合

「保険料」: 一般住宅、中小企業者向けコース、平均専有面積区分 40㎡以上～55㎡未満			} 保険料等 204,200円 (1住棟) (34,033円/住戸)
26,200円 × 6戸	⇒ 157,200円※		
「検査料」: 延床面積区分 200㎡以上～500㎡未満、現場検査2回			
23,500円 × 2回	⇒ 47,000円		

④ 共同住宅

条件：鉄骨造4階建て、延床面積1,800㎡、住戸数20戸(平均専有面積75㎡)の場合

「保険料」: 一般住宅、中小企業者向けコース、平均専有面積区分 70㎡以上～85㎡未満			} 保険料等 800,500 (1住棟) (40,025円/住戸)
35,000円 × 20戸	⇒ 700,000円 ※		
「検査料」: 延床面積区分 500㎡以上～2,000㎡未満、現場検査3回			
33,500円 × 3回	⇒ 100,500円		

⑤ 共同住宅・建設住宅性能評価同時申込住宅(かつ、「大規模物件割引」の対象)

条件：RC造10階建て、延床面積9,800㎡、住戸数100戸(平均専有面積80㎡)の場合

「保険料」: 建設住宅性能評価同時申込住宅、中小企業者向けコース、平均専有面積区分 70㎡以上85㎡未満			} 保険料等 3,124,000円 (1住棟) (31,240円/住戸)
31,500円 × 100戸	⇒ 3,150,000円 ※		
「検査料」: 延床面積区分 5,000㎡以上～、現場検査1回(防水検査)			
74,000円 × 1回	⇒ 74,000円		
◎1住棟50戸を超える部分は【1戸につき 2,000円】を差し引く(下記参照)			
▲2,000円 × 50戸(50戸を超える部分) ⇒ ▲100,000円			

(4) その他の割引

1. 損害率による割増引

一定条件を満たした事業者別の割増引制度があります。旧瑕疵保証制度も通算して3年間以上の利用実績による損害率に応じて算出し、対象となる事業者に直接通知します。

2. 多戸数割引

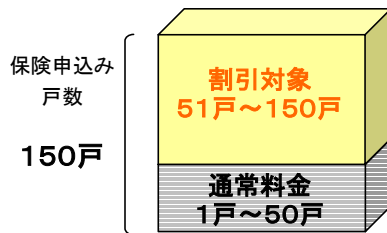
保険の申込実績に応じて保険料を割引きます。(利用実績により割引率が変わる制度です。)

上記の損害率による割増引きの対象期間が不足(3年未満)する事業者で、前年の1年間に100戸以上の申込があった場合に適用し、対象となる事業者に直接通知します。

3. 大規模物件割引

1棟の保険申込戸数が50戸を超える大規模物件の場合、50戸を超える部分につき、保険料を1戸あたり2,000円を割引きます。

【例：1棟150戸の場合】



51戸～150戸までの100戸分が割引対象となります。対象の100戸は、2,000円の割引となります。

この例の場合では、1棟で**200,000円割引**となります。

8. その他

(1) 設計施工基準

「瑕疵担保責任保険」申し込みにあたっては、設計施工基準に基づき現場検査を実施いたします。

なお、設計施工基準は7月1日よりすべての住宅瑕疵担保責任保険法人で統一しました。

JIOの「設計施工基準」は一部変更となりましたが、検査内容はこれまでと変更ありません。

詳細は、JIOホームページにて「設計施工基準」をご覧ください。

(2) 紛争処理

住宅瑕疵担保責任保険[※]が付保された住宅の請負契約・売買契約の当事者は、これらの契約に関する紛争について住宅瑕疵担保履行法第33条に規定する指定住宅紛争処理機関の紛争処理をご利用いただけます。

※ 住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に規定する新築住宅を対象とする保険契約に限ります。

また、保険金の支払いに対する事業者からの意義申立てに関する紛争については、(社)住宅瑕疵担保責任保険協会に設置された審査会が対応いたします。

【JIOお問合せ先】

お客様相談室 電話 03-3635-3655

受付時間：月～金 8:30～17:20(休日・年末年始を除く)

※おかけ間違いにご注意ください。